第十条から第十五条まで　削除

第三章　個人番号カード

（個人番号カードの本人の写真の表示が不要である年齢）

第十六条　法第二条第七項の主務省令で定める年齢は、一歳とする。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下第二十二条第七号、第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第五項及び第八項において同じ。）が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条　法第十六条の二第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

［一～五　略］

六　交付申請者が特定年齢未満申請者であること。

七　［略］

（個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者等）

第二十二条の二　令第十三条第三項第二号の総務省令で定める期間は、国内転入後転入届をした日から起算して三十日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると令第十三条第二項の市町村長（以下この条において単に「市町村長」という。）が認める場合は、この限りでない。

2　令第十三条第三項第三号の総務省令で定める期間は、同号の届出をした日から起算して三十日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

3　令第十三条第三項第四号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をした者であって、当該届出前にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの（令第十三条第三項第二号の者を除く。）（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

二　住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をした者（当該届出後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

三　令第十四条第五号又は第六号の規定により個人番号カードが失効した者（住民基本台帳法第三十条の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更を請求する場合に、令第十五条第四項の規定により個人番号カードを返納した者を含む。）（当該失効又は返納後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

四　第二十八条第一項の規定（紛失した場合に係る部分を除く。）により個人番号カードの再交付を求める者

五　第二十九条第一項の規定（追記欄の余白がなくなった場合に係る部分に限る。）により新たな個人番号カードの交付を求める者

第十条から第十六条まで　削除

第三章　個人番号カード

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。）が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

六　［同上］

［新設］